

## 令和6年度若年技能者人材育成支援等事業推進計画

京都府技能振興コーナー

実施要領	実施計画
1 地域における技能振興事業の実施	<p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>① 中央職業能力開発協会準備課題による予選を実施する職種、各都道府県職業能力開発協会が独自の選考基準で推薦する職種のうち、京都府から大会参加が見込める職種について、技能検定とは別に予選会として競技を行う。 なお、予選会の実施に当たっては参加手数料を徴収する。 《実施職種》 日本料理職種：5名程度 造園職種：5名程度</p> <p>② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加選手とその指導者等の参加旅費及び道具等の運搬費を援助する。 ア 第19回若年者ものづくり競技大会：参加選手2名、指導員2名(予定) イ 第62回技能五輪全国大会：参加選手7名、指導員4名(予定)</p>
(2) 卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うため、令和6年度の被表彰者の紹介コンテンツについて、中央技能振興センターが示す編集方針に沿って被表彰者に対してコーナーが取材を行い、取材結果をセンターに提出する。
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッズスキルマーク事業の休止に伴う対応	両事業の認定を受けた事業者から認定内容の変更、廃止等の相談があった場合、センターに問い合わせるよう伝える。
2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等	
(1) ものづくりマイスターの開拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当協会の会員である業界団体や事業所を対象に、京都府と合同で実施している「技能検定制度及び技能士の活用促進等に関するアンケート」で微取した意見やポリテクセンターとも連携して収集した情報を手がかりとして、機械加工職種をはじめとして、ニーズが多く、不足気味のものづくりマイスターの開拓にウェイトを置き、新たなものづくりマイスターの掘り起しを行う。</li> <li>○ 中小企業団体中央会などの地域の経済団体の研修会や講演会等の場において、ものづくりマイスター制度等について、企業等に説明、周知を図り、人的資産としての技能者に光をあて、ものづくりマイスターの発掘につなげる。</li> <li>○ 情報技術によるシステム構築等に熟練したものづくりマイスターについては、IT人材を擁する団体である「ITコーディネータ京都」と常に接触しながら開拓する。 《活動目標》 新規認定数:12人</li> </ul>
(2) ものづくりマイスターへの説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定を受けたものづくりマイスターについて、実技指導等に当たる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨を説明する。</li> </ul>
(3) 申請書類等のとりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ものづくりマイスターの認定申請書の受理し、申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出する。</li> <li>○ 申請書のとりまとめに当たっては、ものづくりマイスターの認定要件だけでなく、生産性・品質向上、人材育成方法の指導、労働安全衛生法を含む労働環境の改善に向けた助言等を実施する。</li> </ul>
(4) ものづくりマイスターに対する研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに認定されたものづくりマイスターに対して実技指導の結果報告の作成方法等を含む指導技法等講習を年2回実施する。</li> <li>○ 認定時の指導技法等講習の実施に当たっては、センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援を積極的に活用するほか、個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与等を行う。</li> <li>○ 中央技能振興センター主催の「事例発表・意見交換会」について、該当するものづくりマイスターに参加勧奨を行う。</li> </ul>

3 ものづくりマイスターの活用に係る業務	
(1) 若年技能者的人材育成に係る相談・援助等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コーナーに若年技能者的人材育成に係る相談・援助の窓口を設置して、コーナー職員がものづくりマイスターと連携のもと、相談・援助（技能検定試験の実技試験課題等を活用した人材育成に係る取組方法、訓練施設設備等のコーディネイト、指導ニーズの把握等）を行う。</li> <li>○ 企業及び業界団体からの派遣要請があった場合には、雇用安定等各種給付金の受給予定を確認し、受給予定の事業主に対して支給要件の労働局への確認を促すとともに、3級技能検定の資格付与などについても、人材育成を伴走支援する視点に立って案内する。</li> </ul>
(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ものづくりマイスター派遣のコーディネートに当たっては、前記のアンケートで把握した現場が抱える人材育成場の課題や支援のニーズに係る情報を活用し、新規派遣先の開拓に主眼を置き、派遣実績のないところを中心にコーディネートを行う。</li> <li>○ 京都市・京都府南部部域だけでなく、潜在的なニーズがあると思われる京都府北部地域の事業所等への派遣についても積極的に取り組む。</li> <li>○ ものづくりマイスター（IT部門）、ものづくりマイスター（+DX）については、「ITコーディネーター京都」とも情報交換・連携をしながら、一層の周知を図りつつ、新規の派遣に向けたコーディネートを行う。</li> <li>○ 「公民館・集会所等の公的施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア」における派遣指導については、(3)の「若者に対する「ものづくりの魅力」発信事業」と併せて、ものづくりの体験が参加する子どもたち達にものづくりの魅力を体感させ、将来のものづくり職種への進路を歩むきっかけとなるよう、体験メニューが目的とするその職種や技能の優れた点や魅力を子ども達にも分かりやすいパンフットの活用等で伝えていく。</li> </ul> <p>《活動目標》</p> <p>派遣対象ごとのものづくりマイスター派遣指導活動数（受講者延べ人日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中小企業：180人日</li> <li>② 業界団体：20人日</li> <li>③ 工業高校等：200人日</li> <li>④ 公的施設・民間施設（ZOOMによる体験を含む）：1,900人日</li> <li>⑤ 合計；2,300人日</li> </ul> <p>《成果目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体・教育機関の満足度：90%以上</li> <li>②ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした受講生の割合：90%以上</li> <li>③ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合：90%以上</li> </ul>
(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の担い手となる子ども達がものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等に結びつけるきっかけづくりとなるよう、小中学校等の授業等へものづくりマイスターを派遣して「ものづくりの魅力」発信を行う。</li> <li>○ 地域若者サポートステーションから協力要請があれば、可能な限り、ものづくりマイスターの派遣によるものづくり体験等の実施に向けて取り組む。</li> </ul> <p>《活動目標》</p> <p>ものづくりマイスターの派遣指導活動数(受講者延べ人日): 700人日</p> <p>《成果目標》</p> <p>ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度：90%以上</p>
(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施	ものづくりマイスターによる実技指導の派遣先の新規開拓などのコーディネートを行う中で、ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種の熟練技能者・準熟練技能者の派遣ニーズがある場合には、積極的にマッチングを図る。
4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の12人の委員で構成される連携会議を設置する。 京都労働局1、京都府1、府教委2、市教委2、京都職業能力開発促進センター1、京都商工会議所1、京都府商工会連合会1、京都府中小企業団体中央会1、日本労働組合総連合会京都府連合会1、京都府技能士会連合会1、当協会1</li> <li>○ 連携会議を年間2回開催する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回目（4月～5月。対面方式）前年度実施結果報告、本年度推進計画等</li> <li>・ 2回目（11月～12月。Zoom方式）事業実施状況報告、次年度に向けた改善事項の検討・報告等</li> </ul> </li> </ul>